

大本四代教主 出口直美様に対する建物明渡請求事件 勝訴判決確定のお知らせ

平成二十一年七月二十八日、教団執行部が出口直美様に対して、要荘・掬水荘などの建物明渡しを求めて京都地方裁判所に提訴したことにはじまる裁判は、平成二十三年一月からの大阪高等裁判所を経て、去る十一月二日、東京最高裁判所において、裁判官全員一致の意見で決定が下され、勝訴判決が確定しました。

これもひとえに大神様のご守護と皆様方のご支援の賜と深く感謝御礼申し上げます。
ここに決定文を掲載し、ご支援いただいた皆様方に対するご報告と御礼に代えさせていただきます。

(※判決文は横書きですが、編集の都合上縦書きに改め掲載させていただきました。)

大本信徒連合会

調書 (決定)	
事件の表示	平成24年(オ)第426号 平成24年(受)第497号
決定日	平成24年11月2日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官	小貫 芳 信
裁判官	竹 内 行 夫
裁判官	須 藤 正 彦
裁判官	千 葉 勝 美
当事者等	上告人兼申立人 大 本 同代表者 代表役員 同訴訟代理人弁護士 被上告人兼相手方 出 口 直 美 同訴訟代理人弁護士 折 田 泰 宏
原判決の表示	大阪高等裁判所 平成23年(エ)第456号(平成23年11月25日判決)
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。	
平成24年11月2日	
最高裁判所第二小法廷	
裁判所書記官	梶 浦 克 之 ㊟

(別紙)

第1 主 文

- 1 本件上告を棄却する。
 - 2 本件を上告審として受理しない。
 - 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。
- 1 上告について
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。
 - 2 上告受理申立てについて
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。